

行政情報・市からのお知らせ

疾病の予防・早期発見・早期治療のために
人間ドック検査料助成(平成29年度下半期)

芦屋病院「人間ドック1日コース」(昼食付)		
	国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者
定員	300人	110人
検査日	10月1日から平成30年3月31日までの平日(月～金) ※9月上旬ごろ、芦屋病院から受診日・検査項目等の詳しいお知らせを郵送します。	
対象	■次のすべてに該当する人 ①昭和17年10月2日以後、昭和57年4月1日以前生まれの人。 ※3月末までに75歳となる人は、誕生日の前日までの受診に限ります。 ②申し込み時点で、過去の国民健康保険料に未納がない人。 ③平成29年度に特定健康診査を受診しない人(重複受診はできません)。	■次のすべてに該当する人 ①申し込み時点で、過去の後期高齢者医療保険料に未納がない人。 ②平成29年度に後期高齢者医療制度健康診査を受診しない人(重複受診はできません)。 ※10月2日以降に後期高齢者医療制度に加入される人は、加入日から助成の対象者です。
検査項目	【一般検診】 身体計測、尿一般、血液一般、血液化学(肝機能、肝炎ウイルス、腎機能、膵機能、糖質・脂質検査、HbA1c)、血圧測定、心電図、腹部超音波、眼科検査、聴力検査 【がん検診】 胃内視鏡(経口・経鼻選択可※鎮静剤は使用していません)、胸部CT、乳がん検診(マンモグラフィー)、子宮頸がん検診(細胞診、経膈超音波、問診)、前立腺検査(PSA・直腸診)、便潜血 【オプション】 ◆脳ドック(MRI、問診) 25,920円 ◆ピロリ菌検査(便検査) 1,620円 ◆胃がんハイリスク検査(採血) 3,240円 ◆腫瘍マーカー(男性・採血) 4,320円 ◆腫瘍マーカー(女性・採血) 6,048円 ◆骨塩定量検査(DXA) 3,888円 ◆体液量測定(体成分分析) 1,620円	
助成内容	■検査料金 50,000円(本人負担額25,000円) ■助成金額 25,000円	
申し込み	はがき(1人1枚)に、①被保険者証番号②氏名(ふりがな)③住所④生年月日⑤性別⑥電話番号⑦オプション検査希望の有無、希望オプション検査の項目⑧第1～3希望日(※必ずしもご希望通りになるとは限りません。)を記入の上、8月15日(火)〈必着〉で下記へ。	
問い合わせ	保険課管理係 ☎38-2035 〒659-8501 住所不要	保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037 〒659-8501 住所不要

※平成29年度上半期に「人間ドック検査料」の助成を受けた人は対象外。
 ※応募多数の場合、8月22日(火)午前10時から市役所東館3階中会議室で公開抽選します。
 ※今回の募集以降も、定員に達するまでは申し込みを受け付けます。お問い合わせください。

70歳以上の皆さんへ
高額療養費の上限額が変わります



問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035 後期高齢者医療係 ☎38-2037

高額療養費制度

1カ月(同じ月内)の間に支払った医療費が高額になり、決められた上限額(自己負担限度額)を超えた場合、上限額を超えた金額が支給されます。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。
 ※保険外の治療、食事料、室料差額等は対象になりません。

【7月まで】

区分	7月まで	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数該当:44,400円>
一般	12,000円	44,400円

【8月から】

区分	8月から	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数該当:44,400円>
一般	14,000円 年間上限 144,000円	57,600円 <多数該当: 44,400円>

- 「現役並み所得」とは、一部負担金の割合が3割の人です。
- 「一般」とは、一部負担金の割合が2割(誕生日が昭和19年4月1日までの人は1割)の人で市民税課税世帯の人です。
- 「多数該当」とは、過去12カ月間に高額療養費の該当回数が4回目以上の場合に適用される上限額です。
- 市民税非課税世帯の人の上限額は変わりません

母子家庭・父子家庭の父母へ
自立支援教育訓練給付金の支給対象者が変更

問い合わせ 子育て推進課こども係 ☎38-2045/FAX38-2190

4月より、一般教育訓練給付金とあわせて、自立支援教育訓練給付金給付金が支給できるようになりました。一般教育訓練給付金の支給を受けることができる人はハローワークと子育て推進課での手続きが必要です。

【変更前】

「雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給を受けることができる人」(※)は、芦屋市が実施している自立支援教育訓練給付金を受給できませんでした。

対象	訓練給付金の種類(手続き先)	金額
雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができる人(※)	一般教育訓練給付金(ハローワーク)	本人が支払った費用の2割相当額(上限100,000円)



【変更後】

一般教育訓練給付金とあわせて、自立支援教育訓練給付金を受給できるようになりました。

対象	訓練給付金の種類(手続き先)	金額
雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができる人(※)	①一般教育訓練給付金(ハローワーク) + ②自立支援教育訓練給付金(芦屋市子育て推進課)	①本人が支払った費用の2割相当額(上限100,000円) + ②本人が支払った費用の6割相当額(上限200,000円)から①の額を差し引いた額

自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母・父子家庭の父(児童扶養手当受給者または同等の所得水準の人に限り)で、仕事に必要な資格や技術の講座を受講・修業する人に、支給されます。※事前相談が必要。

福祉の増進を図ります
児童扶養手当



問い合わせ 子育て推進課こども係 ☎38-2045/FAX38-2190

「現況届」、「一部支給停止適用除外事由届出書」の提出をお忘れなく

児童扶養手当受給資格者の人は「現況届」(8月上旬発送予定)および「一部支給停止適用除外事由届出書」(6月に対象者へ送付済)を提出してください。この届を期限内に提出されないと、8月分以降の手当が支給停止となる場合がありますので、ご注意ください。

■申し込み 8月10日～8月25日までの平日・執務時間内に受給資格者本人が、上記窓口にお越しください。※ただし、13日(日)と19日(土)は午前10時～午後4時まで

児童扶養手当

父または母と生計をともにできない児童の福祉の増進を図ることを目的として、その児童を養育している人に支給されます。父または母に重度の障がいがある場合等にも支給されます。
 ■支給期間 18歳になる年度末(3月31日)まで。※所得制限があります。

20歳未満の中度障がい以上の児童を養育する人へ
特別児童扶養手当



問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043/FAX38-2178

「所得状況届」の提出をお忘れなく

特別児童扶養手当受給者の人は、「所得状況届」を提出してください。この届を期限内に提出されないと、8月分以降の手当が支給停止となる場合がありますので、ご注意ください。

■申し込み 8月1日～18日までの平日・執務時間内

特別児童扶養手当

20歳未満の中度障がい以上の児童を養育する人に支給されます。児童1人につき、重度障がい児は月額51,450円、中度障がい児は月額34,270円が支給されます。※所得制限があります。